

長尾中学校 部活動に係る活動方針

令和元年5月
枚方市立長尾中学校

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力・表現力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動指導は教員全員であたるものとし、運動系部活動および吹奏楽部の顧問は2名以上、他の文科系部活動は1名以上で担当する。過度の負担が生じないようにする。
- (3) 顧問等が専門的・技術的な指導を行う際、当該顧問の指揮の下、指導を補助する者（以下「指導協力者」）の派遣を必要とする場合、枚方市立中学校部活動指導協力者派遣事業の活用を申し出ることができる。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 平日は原則、毎週水曜日を休養日として設定する。（朝の活動、家庭訪問期間、懇談期間においても同様とする。）また、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。大会参加等で休養日の確保が困難な場合にあっても、他の日に振り替えて確保する。
- (2) 1日の活動時間は、長くても平日2時間程度とする。活動時間は朝活動の時間も含む。
- (3) 学校の休業日は活動時間を3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (4) 学校の休業日に練習試合や大会等で3時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (5) 夏季、冬季の長期休業中に、連続5日以上休養期間を設ける。春季休業中もまとまった休養期間を設ける。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりすることによって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 熱中症予防対策温湿度計を活用し、「熱中症予防のための運動指針」に則って適切な策を講じる。
- (3) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (4) 練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。